

## 魏晋南朝の御史中丞

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2230717>

---

出版情報 : 史淵. 120, pp.121-150, 1983-03-31. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



# 魏晉南朝の御史中丞

越智重明

はしがき

魏晉南朝（以下、「六朝」という）において、御史中丞が天子の側に立ってその支配権力体制をささえたもの一つであったのは殆んど自明のことである。ところで、「六朝」はいわゆる貴族制が次第に出現し、隆盛を見、さらには衰退した時代である。「六朝」の御史中丞のもつ特性の一つはこうした貴族制との関連性にある。

本稿は「六朝」における御史中丞を、貴族制との関連面を考慮しつつ、制度史的にとりあげるものである。なお、御史中丞は宮正などとよばれた時期もあるが、本稿では御史中丞の名称に統一して述べる。

## 第一節 通典に見える魏晉の御史中丞

論を進めるに先立ち、主として桜井芳朗氏の研究によって、後漢時代の御史台の制度を簡単に述べておく。<sup>(1)</sup> 当時御史台の長官は御史中丞で、その下に治書御史、侍御史、蘭台令史がいた。御史台は監察官庁としての旗幟を頗る明瞭にした。御史中丞はその職掌が前漢のそれと大差なく、百官を糾察し、察挙廻避するところなしという職権を有した。その地位は前漢よりさらに高く、後漢書<sup>卷十七</sup>官乘伝に、

光武特詔、御史中丞与司隸校尉・尚書令、会同並專席而坐。故京師号曰三独坐。

とあるように、朝会において重きをなしていた。それには職掌上当然のことながら峻厳な人物が選ばれている。太平御覽<sup>卷三百二十五</sup>職官部二十三御史中丞上に、

続漢書曰、馬嚴、字威卿、拜御史中丞。：嚴劾案章、申明旧典。奉法按拳、無所迴避。百寮憚之。

とあるのはその一例である。また、御史中丞は、前漢にそのことが少しく見られたが、度々地方に出ている。それは主として地方の反乱鎮定のためである。

さて、「六朝」における御史中丞の職掌とくに百官の弾劾についてであるが、<sup>卷十四</sup>通典職官六（御史）中丞にその概観がある。本節はそのなかの魏晉の部分を取りあげる。魏の場合、

魏初改中丞為宮正。拳鮑助為之。百僚嚴憚。<sup>陳群及司馬宣王拳之也</sup>後復為中丞。

とある。魏志<sup>卷十二</sup>鮑助伝には、これに關し、

（前略）（文）帝怒作色、罷還。即出助為右中郎將。黃初四年（西紀二二三年）、尚書令陳群僕射司馬宣王並拳助為宮正。宮正即御史中丞也。帝不得已而用之。百寮嚴憚、罔不肅然。

とある。鮑助は毅然たる人物であり、それを見込んで陳群と司馬懿とが推挙したものと思われる。魏時代の宮正―御史中丞の職分の全体的具体像は必ずしも明かでないが、その職分の一つとして百僚―百官の不法を奏弾することがあったのは間違いないところであろう。魏志<sup>卷十六</sup>杜恕伝に、明帝のときのこととして、

（前略）恕上疏極諫曰、：自陛下踐阼以來、司隸校尉御史中丞、寧有拳綱維以督奸宄、使朝廷肅然者邪。（下略）

とあるのは、少なくとも制度上そうしたことのあったのを裏から察せしめよう。晋書<sup>卷四十四</sup>石鑿伝に、魏時代（尚書左丞、）御史中丞となった石鑿について、

多所糾正。朝廷憚之。

とあるが、この記事も亦右を察せしめるところがあるろう。

さて、通典には、続いて、

晋亦因漢、以中丞為台主。與司隸分督百僚。自皇太子以下、<sup>(A)</sup>無所不糾。初不得糾尚書。後亦糾之。中丞專糾行馬内、司隸專糾行馬外。雖制如是、然亦更奏衆官、<sup>(B)</sup>實無其限。とあり、その割注に、

晋傳咸奏云、司隸中丞得糾太子、而不得糾尚書。臣所未譬。<sup>(A)</sup>朝廷無以易之。又劉暉、字長叔。兼中丞。奏免尚書僕射等十余人。朝廷嘉之、遂以即眞。晋元帝即尊号、省司直、置中丞。皇太子以下悉得糾劾之。

とある。(A)は主として傳咸の上奏により、(B)は主として劉暉の奏彈や東晋の元帝のときのことによっているとすべきであろう。なお、東晋時代にあつては、元帝の在位中以降、御史中丞は尚書を奏彈している(晋書<sup>卷七</sup>十一熊遠伝)。さて、(A)には傳咸の上奏の読み誤りによって生じたと考えられるところがある。以下それを取りあげる。

晋書<sup>卷四</sup>十七傳咸伝の該当上奏記事は、さきに御史中丞であつた司隸校尉傳咸が尚書僕射王戎を奏彈したが、御史中丞解結が、咸がその分でないことをしたとして咸を惠帝に奏彈し、免官を請うた。詔が出てその免官は許されなかつたが、咸がそれに対し上奏したものである。その上奏は、御史中丞と司隸校尉とは皇太子以下、内外の百官を奏彈しえる。行馬内(つまり宮内)の禁防については外司の力が及ばないが、御史中丞はそれについても奏彈しえる。御史中丞が専ら行馬内の百官、司隸校尉が専ら行馬外の百官を奏彈するといったことはない。御史中丞と司隸校尉とは行馬内にある皇太子をも奏彈しえる。それだけに、行馬内にある尚書を奏彈しえるのは明かである、とするものである。(咸は、(A)に見えるような、もと御史中丞と司隸校尉とが尚書を奏彈しえなかつた、といったことは言っていない。)さて、咸は故事を引いて、司隸校尉が尚書の官を奏彈できないとすることの誤りなるべきを説いている。咸のこの点

の主張は朝廷にあって認められ、人々もそれを正しいとしていたと考えられる。このように見てくると、(A)の記述は正確さを欠いていることになろう。なお、(A)の「後亦糾之」は劉暉の尚書の奏弾をもふまえているのであろう。

御史中丞劉暉が尚書僕射東安公繇ら十余人を奏弾したのは、同じく惠帝の在位中であるけれども、傅咸が王戎を奏弾してよりもものちのことである。(A)の「初不得糾尚書。後亦糾之。」は咸の上奏の内容の誤読とこの劉暉の奏弾とから組み立てられたものであろう。

さて、南齊書<sup>卷十</sup>百官志には、

晉江左、中丞司隸分督百僚。傅咸所云、行馬内外是也。今中丞則職無不察。

とある。この「晉江左」は「今、齊時代、」より前の西晉東晉宋のこと、あるいは東晉のことと考えるべきである。ところで、東晉南朝に司隸校尉はいない。それが置かれていたのは西晉時代である。それだけに百官志の「晉江左」の「江左」は衍で、その「晉」は事実上西晉のことである、とすべきである。要するに、百官志の本来の記述は、傅咸の述べているところを正しく理解しているとされよう。なお、西晉時代、石統を御史中丞と司隸校尉とがともに奏弾したことがある（晉書<sup>卷三十三</sup>石崇伝）。

いままで見てきたところから、晉の御史中丞が皇太子以下、百官を奏弾しえたが、齊にあっては同様なるべきが察せられる。通典御史中丞によると梁、陳にあっては同様であったのがわかる。宋にあっては、諸例から帰納して、少なくとも百官を奏弾しえたことが考えられる。

## 第二節 御史中丞の奏弾の制度史的考察(一)

本節と次節とは御史中丞の奏弾の具体相を純制度史的に考察する。ただし、御史台の構成などは周知のことであるので、その全般的通説的記述はしないこととする。

御史合の長官たる御史中丞は官人が罪を犯したと判断した際、それを天子に奏弾して天子の判決を求める。ただし例外的に天子が最初に官人を有罪であると決定し、それを御史中丞が有罪であると判断した形をとって奏弾させることがある。南齊書<sup>卷十一</sup>江謚伝に、

(前略) 上使御史中丞沈冲奏(江)謚前後罪。曰、…請免官削爵土、收送廷尉獄、治罪。詔、賜死。

とあるのはその一例である。御史中丞の奏弾といった際後者を含めるのが通例ではないかと思われるが、本稿の考察にあつても、「御史中丞の奏弾」に後者を含めてみるのが必要なこともある。よつて以下、差支えない限り御史中丞の奏弾にそれを含めることとする。

御史中丞の名において天子に上奏される有罪の判断は、その判断に至るまでに一連の手続きを経ることを必要とする。それは御史合の調査に始まる。その調査の基因は、文選<sup>卷十</sup>二彈事 奏彈曹景宗、任彦升に見えるような、御史合の自らの知見による場合、文選<sup>卷十</sup>二彈事 奏彈劉整、任彦升到、

御史中丞臣任昉稽首言。…謹案、齊故西陽内史劉寅妻范、詣台訴、列称。(下略)

とあるが、訴人の御史合への告発による場合、文選<sup>卷十</sup>二彈事 奏彈王源、沈休文に、

給事黃門侍郎兼御史中丞吳興邑中正臣沈約稽首言。…風聞、東海王源、嫁女與富陽滿氏。(下略)

とあるが、風聞に基く場合がある。また、梁書<sup>卷三</sup>張率伝に、張率について、

其父侍妓數十人。善詛者、有色貌。邑子儀曹郎顧玩之求娉焉。詎者不願。遂出家為尼。嘗因齋會率宅。玩之乃飛書、言與率姦。南司以事奏聞。

とあるが、御史中丞が飛書をとりあげる場合もあつたと考えられる。

御史合の取調べは、文選奏彈王源の場合、

源人身在遠、輒撰媒人劉嗣之、到台辨問。嗣之列稱、…如其所列、則與風聞符同。

とあるが、御史台で事情を知る証人に事情を聞くこともある。文選奏彈劉整の場合に於いても、御史中丞任昉が御史台に事情を知る証人を召して劉寅の妻范氏の訴えの正当なことを確かめている。

なお、御史台における取調べの際、本人を文書によって取調べることがある。このときは答えの期日が十日を過ぎてはならない。（ただし、この起算となる日は明かでない。）もしその答えが十日を過ぎたときは、本人の刑の「加重」の原因となる（宋書<sup>卷四十一</sup> 礼志一）。

また、御史中丞が奏彈文を上奏したとき、犯罪者の部下などとしてその犯罪行為にかかわったものを御史中丞の部下である治書侍御史に、それ以後の時点において奏彈させるといった場合もある。文選<sup>卷二十一</sup> 彈事 奏彈曹景宗、任彦升に、

御史中丞臣任昉稽首言。…臣謹以劾。請以見事、免景宗所居官、下太常、削爵土、收付廷尉法獄、治罪。其軍佐職僚、偏裨將帥、絳諸郎乃咎者、別攝、治書侍御史隨違續奏。臣謹奉白簡、以聞。

とある。これはその一例となる。

もっとも、その性格上いわゆる証拠が、ためが困難でしかも奏彈を必要とする場合、風聞だけによって奏彈することもある。南齊書<sup>卷四十四</sup> 沈文季伝にはそれが見える。陳書<sup>卷二十六</sup> 徐陵伝に、徐陵について、

出為上虞令。御史中丞劉孝儀与陵、先有隙。風聞劾陵、在縣贖汗。囚坐免。

とあるのもその例である。

附言すると、現実には御史中丞が自らの恣意的な意思を決定的に働らかせて奏彈することもあったであろう。右の陳書徐陵伝の記事はその一例とされよう。しかしその際もできる限り御史台での調査をなすべきであるという建前は崩れるべきでなかったであろう。また、天子がまず官人を有罪と決定し、それを御史中丞自らの判断によるとして奏彈させた際も、御史台において有罪の線にそってできる限りの調査をなしたことであろう。

御史中丞の奏弾は文書を以て行われる。つまり奏弾文によって行われる。これは周知の通りである。その文の起草は恐らく御史中丞自らあるいはその下僚が行ったものであろう。ただし、梁書卷四劉之遴伝に、

御史中丞楽藹、即之遴舅。憲台奏彈、皆之遴草焉。

とある記事が見える。しかし、同伝に、

時張稷新除尚書僕射。託（任）昉為讓表。昉令（太学博士劉）之遴代作。操筆立成。昉曰、荆南秀氣、果有異才。後仕必當過僕。

とあるが、右は劉之遴がとくに文筆の才があったことに基くもので、それはあくまで御史中丞の奏弾文の代筆ということになる。なお、御史中丞の奏弾文が天子に対し御史中丞によって直接読まれたことがある（陳書徐陵伝）。

制度上御史中丞が近親を奏弾することはできなかった。このときは御史中丞が治書侍御史をして代ってそれを奏弾させた。宋書卷六十四鄭鮮之伝に、御史中丞鄭鮮之に關し、

性剛直、不阿強貴。明憲直繩、甚得司直之体。外甥劉毅權重當時。朝野莫不婦附。鮮之盡心高祖。独不屈意於毅。

毅甚恨焉。義熙六年（西紀四一〇年）、鮮之使治書侍御史丘洹奏彈毅、曰、…中丞鮮之於毅舅甥。制不相糺。臣請免毅官。

とあるのはその例である。

ところで、当時御史中丞と同様天子に対し百官の奏弾を行うべき任をもつ諸官があった。その奏弾の対象とする事項と人物とは大体において御史中丞の奏弾のそれと一致する。従って御史中丞とそうした諸官との重奏もありえるわけである。（さきにふれた晋書石崇伝の記事はその一例である。）

なお、御史中丞が他の監察官を奏弾したのとして、晋書卷四十七傅玄伝に見える司隸校尉の奏弾、宋書卷五十二袁湛伝や梁書卷十王亮伝に見える尚書左丞の奏弾などがある。

さて、御史中丞の奏彈文中においては奏彈決定に与つたものが複数の形をとっていることがある。御史中丞が治書侍御史の意見を聞いたのはいうまでもなからう。また、御史台には代々法憲のことを専門とする法令史などがいた。文選奏彈劉整に、

（前略）以事訴、法令史潘僧尚議。…如法所稱、整即（罪）主。（下略）

とあるが、この彈奏文において法令史潘僧尚の意見が大きくとりあげられている。そこにその一端が窺われるように、御史中丞は通常それらの意見をも大きくとりあげている。その故に、奏彈文は通常「臣等參議、請…」として複数のものの、參議した結果を上奏する形をとつたのであろう。しかしそのことは御史台の長官としての御史中丞がその責任において奏彈文を上つたことを否定しない。なお、右の際も、

御史中丞任昉稽首言。

とあって、その奏彈文の冒頭に御史中丞一人が奏彈する旨が明示されている。

### 第三節 御史中丞の奏彈の制度史的考察(二)

つぎに御史中丞の奏彈文の記載事項とその内容とについてであるが、奏彈文にはほぼ一定の様式がある。そこでは、まず、(一)奏彈を行う御史中丞の職官名とその氏名とが、文選奏彈王源に、

給事黃門侍郎兼御史中丞吳興邑中正臣沈約稽首言。

とあり、文選奏彈劉整に、

御史中丞臣任昉稽首言。

とあるような形で記され、(二)つぎに、犯罪の内容が記され、(三)つぎに、被奏彈者(「罪主」)などの人名、(四)最後に御史中丞が適用すべきであるとする刑罰が記されている。以下、(二)以下について検討する。

まず犯罪の内容についてであるが、いまそれを内容的に分類し、その例をあげてみよう。

(一)京師の文官としての職務怠慢乃至職務不遂行がある。晋書<sup>卷三十三</sup>王祥伝に、御史中丞侯史光、以(太保王)祥久疾、闕朝会礼、請免祥官。

とあり、宋書<sup>卷七十一</sup>徐湛之伝に、

時尚書令何尚之以(尚書右僕射領護軍將軍徐)湛之因戚任遇隆重、欲以朝政推之。凡諸辭訴一不料省。湛之亦以職官記及令文、尚書令敷奏出内、事無不總、令欽則僕射總任。又以事歸尚之。互相推委。御史中丞袁淑竝奏免官。とあるのはその例である。他に宋書<sup>卷五十二</sup>謝景仁伝、梁書<sup>卷四十一</sup>江淹伝、梁書<sup>卷五十一</sup>何胤伝などにもその例が見える。

(二)地方の文官としての職務怠慢乃至職務不遂行がある。南齊書<sup>卷三十三</sup>王僧虔伝に、

(前略)(阮)佃夫言於宋明帝、使御史中丞孫覿奏僧虔、前莅吳興、多有謬命。…又聽民何係先等一百十家為旧門、委州檢削。

とあるのはその例である。

(三)官人としての越権がある。宋書<sup>卷六十四</sup>何承天伝に、

(御史中丞何)承天與尚書左丞謝元、素不相善、二人競伺二台之違、累相糾奏。太尉江夏王義恭、歲給資費、錢三千万、布五万匹、米七万斛。義恭素奢侈、用常不充。(元嘉)二十一年(西紀四四一年)、逆就尚書、換明年資費。而旧制、出錢二十万、布五百匹以上、竝應奏聞。元輒命議、以錢二百万給太尉。事發覺。元乃使令史取僕射孟顛命、元時新除太尉諮議參軍。未拜。為承天所糾。

とあるのはその例である。

(四)官人としての汚職がある。南齊書<sup>卷四十三</sup>王思遠伝に、御史中丞王思遠について、臨海太守沈昭略贖私。思遠依事劾奏。高宗(輔政)及思遠從兄曼昭略叔父文季請止之。思遠不從。案事如故。

とあるのは、その例である。他に、南齊書<sup>卷二</sup>柳世隆傳、梁書<sup>卷十</sup>江淹傳、梁書<sup>卷二</sup>陸杲傳、陳書<sup>卷十</sup>南康愍王曇朗傳附方泰伝などにもその例が見える。

(五)軍事上の失敗がある。晋書<sup>卷三</sup>司馬休之伝に、  
御史中丞王楨之奏休之失戍、免官。

とあるのはその例である。他に、宋書<sup>卷七</sup>沈慶之伝、南齊書<sup>卷二</sup>陳顯達傳、梁書<sup>卷九</sup>曹景宋伝などにもその例が見える。

(六)名教の紊乱がある。これについては第五節でとりあげる。

(七)官人間で紛糾が起きた際、その紛糾の原因をつくったことがある。晋書<sup>卷五</sup>馬隆伝に、馬隆について、  
(前略) 因請自至武庫、選杖。武庫令与隆忿争。御史中丞奏劾隆。

とあるのはその例である。

(八)天子が官に召命しようとした際、すみやかにそれに応じないことがある。陳書<sup>卷二</sup>謝嘏伝に、謝嘏について、  
又、度嶺之晋安、依陳宝庇。世祖前後頻召之。嘏崎嶇寇虜、不能自拔。及宝庇平、嘏方詣闕。為御史中丞江德藻所  
挙劾。

とあるのはその例である。

(九)恩賞に与らなかつたことに對し怨言を發したことがある。南齊書<sup>卷三</sup>王儉伝に、

儉弟遜、昇明（西紀四七七〜九年）中為丹陽丞。告劉秉事。不蒙封賞。建元（西紀四七九〜八二年）初為晋陵太守。有怨言。儉慮為禍。因楮淵啓聞。中丞陸澄依事举奏。

とあるのはその例である。

(十)殺人未遂がある。晋書<sup>卷三</sup>烈王無忌伝に、烈王無忌はその父が王廙に殺されているが、

(烈王無忌) 累遷屯騎校尉中書黃門侍郎。江州刺史褚裒當之鎮。無忌及丹陽尹桓景等、錢於版橋。時王廙子丹陽丞

耆之在坐。無忌志欲復讎、拔刀將手刃之。哀景命左右、救捍。獲免。御史中丞車灌奏。無忌欲專殺人。付廷尉科罪。

とあるのはその例である。これから見て殺人も亦当然彈劾の対象となったとされよう。

(十一)連坐がある。陳書<sup>卷十</sup>蔡景歷伝に、蔡景歷について、

高祖受禪、遷祕書監中書通事舍人、掌詔誥。永定二年(西紀五五八年)、坐妻弟劉淹詐受周宝安餉馬、為御史中丞沈炯所劾。

とあるのはその例である。他に、陳書<sup>卷十四</sup>袁憲伝にもその例が見える。

(十二)謀反がある。晋書<sup>卷五十九</sup>南頓王宗伝に、南頓王宗について、

(前略)帝以宗戚屬、每容之。…咸和(西紀三二六—三四年)初御史中丞鐘雅劾宗謀反。庾亮使右衛將軍趙胤收之。宗以兵距戰、為胤所殺。貶其族為馬氏、徙妻子于晋安。既而原之。

とあるのはその例である。

右より他のものとして、疾のため常規を逸した行動をしたこと(晋書<sup>卷三十七</sup>彭城王紘伝)、軍事によって不和のものを殺害したこと・朋党をつくったこと(具体的には有力者への詔事)・詐冒(何れも晋書<sup>卷六</sup>張輔伝)、反乱が起ったときそれに関して辞旨に激揚があったこと(南齊書<sup>卷十三</sup>張緒伝)、軍旅の際の不穏当な行動、南齊書<sup>卷十八</sup>蕭穎胄伝)、寺に就いて天子からの下賜品を贖ったこと(南齊書<sup>卷十三</sup>褚澄伝)などがあげられる。こうした際、あとでとりあげるが、(一)のなかに、名教の維持に任ずべき官人がその職務につとめないのが入っているのがとくに注目される。

つぎに、被奏彈者の人名であるが、一人が単独で犯罪をなしている場合は別に問題はない。数人で同一犯罪をなしている場合、二通りの様式がある。その一は、文選奏彈王源に、

(王)源即罪主。…臣等參議、請以見事、免源所居官、禁錮終身。輒下禁止視事如故。源官品庶黃紙。臣輒奉白簡

以聞。（下略）

とあるように、「罪主」だけをあげて奏彈する様式である。「罪主」は正犯の概念にはほ近いもので、宋書<sup>卷十</sup>礼志一に見える、被奏彈者として並記されている人々は、正犯がそれだけいたからと解して大過ないようである。その二は、一応、共同正犯的性格をもつけれども、正犯とは区別されているもの（以下、かりに「正犯」という）をもあわせて奏彈するものである。文選奏彈曹景宗に、

臣謹以劾。請以見事、免景宗所居官、下太常、削爵土、收付廷尉法獄、治罪。其軍佐職僚、偏裨將帥、絳諸応及咎者別撰、治書侍御史隨違統奏。臣謹奉白簡、以聞。

とあって、「罪主」より外の「正犯」の奏彈を治書侍御史に続いて行わせている。こうした場合もあるわけである。また、梁書<sup>卷十</sup>王亮伝に、范縝について、

御史中丞任昉因奏曰、……臣等參議、請以見事、免縝所居官、輒勒外、收付廷尉法獄、治罪。応諸連逮、委之獄官、以法制從事。縝位應黃紙。臣輒奉白簡。

とあるが、この連逮するものは、恐らく治書侍御史が奏彈したのであろう。（宋の治書侍御史は第六品官以上を奏彈する。）

最後に刑罰の決定についてであるが、御史中丞の奏彈には、天子に被奏彈者の免官、免官削爵、免官の上での（以玉還第を含む）以爵還第、棄市を請う、といったような形式と、天子に被奏彈者の免官（削爵）などを請うてのち、廷尉の結罪を請う、といったような形式とが見られる。文選奏彈王源、宋書<sup>卷五</sup>孔琳之伝、梁書<sup>卷十</sup>蕭穎達伝、梁書<sup>卷十</sup>王亮伝、梁書<sup>卷三</sup>何敬容伝、陳書<sup>卷十</sup>蔡景歷伝、陳書<sup>卷三</sup>武陵王伯礼伝などに見えるのは前者の形式である。一方、文選奏彈曹景宗、文選奏彈劉整、晋書<sup>卷七</sup>下壺伝、梁書<sup>卷六</sup>王亮伝（前引のものとは別の記事）などに見えるのは後者の形式である。なお、右の結罪は罪を決定することと考えられる（魏書<sup>卷百</sup>刑罰志）

右のような奏請に対して天子の判決が下されるわけであるが、それにはさまざまの様態が見える。この点は周知の通りであるのでここの論述は省略するが、それをゆるすといった決定（梁書蕭穎達伝）、「上可其奏」（陳書南康愨王曇朗伝附方泰伝）といった決定や「贖論」（晋書烈王無忌伝）といった決定もあるし、宋書<sup>卷七十五</sup>王僧達伝に、

御史中丞劉瑀奏請、收治。上不許。

とあって、その処罰を許さないことや、晋書王祥伝に、

御史中丞侯史光、以（王）祥久疾、闕朝会礼、請免祥官。詔曰、太保元老高行、朕所毗倚、以隆政道者也。前後遜讓不從。所執、此非有司所得議也。遂寢光奏。

とあるが、御史中丞の論議の対象外であるとするものもある。（廷尉の結罪のときにも、天子がそれを確定することが必要であつたであろう。）

#### 第四節 御史中丞の職務遂行

御史中丞の奏彈も亦時の流れと相應ずる。陳書<sup>卷三十四</sup>褚玠伝に、大建十二年（西紀五八〇年）御史中丞となつた褚玠について、

及為御史中丞、甚有直繩之稱。自梁末喪乱、朝章廢弛。司憲因循、守而勿革。玠方欲改張大為條例。網維略舉、而編次未訖。（下略）

とある。ここに見えるのは梁末以来御史中丞などの司憲が朝章の廢弛をそのままにしていたが褚玠がそれを改めようとしたことである。その間に少くとも梁末のように国力が極端に衰え、天子の支配力が殆んど消滅した時期には、他の時期に比較して十分な奏彈が事実上不可能であつたのが察せられよう。また、御史中丞の職務の遂行が時の政治権力に左右されたこともあり（宋書<sup>卷九</sup>徐豁伝）、御史中丞が時の権勢者に迎合したこともある（梁書<sup>卷五十三</sup>孫謙伝）。ところ

で、南齊書<sup>卷三十四</sup>劉休伝に、

（御史中丞劉）休啓曰、…臣竊尋、宋世載祀六十。歴職斯任者、五十有三。校其年月、不過盈歲。（下略）

とあり、宋時代、御史中丞の在任期間が平均一年であったことが示されているが、御史中丞の頻繁な交代は「六朝」を通じてのことと思われる。従って数多い御史中丞のなかには、右にあげたような権勢者への迎合者がいるだけでなく、御史中丞として不適任のものもいる。

さて、梁書<sup>卷十</sup>江淹伝に、江淹について、

（齊）少帝初、以本官兼御史中丞。時明帝作相。…内外肅然。明帝謂淹曰、宋世以来不復有嚴明中丞。君今日可謂近世独歩。

とある。のちの齊の明帝の言は、宋以来御史中丞の奏彈が緩やかであったとしている。しかしこれは江淹の御史中丞としての嚴明さを稱賛するところに重点があるのであって、一般的にいうと宋時代以来御史中丞その他の奏彈を任とする諸官の奏彈が緩やかであったわけでは決してない。それはいまままであげた史料からも窺われるが、いま、宋齊時代御史中丞や（御史中丞を含む）有司の奏彈を受けたもので、いまままでにとりあげなかったもの若干をあげるとつぎのようである。孔靈符、殷道幹、謝靈運、臧質、王僧達、沈懷文、袁顛、到擣、劉子晋、劉彪、劉悛、王秀之。

何れにしても、大きくとりあげた際、「六朝」において御史中丞は奏彈という職務を遂行している。この点は改めて論ずるまでもないが、本節はそれをめぐる若干の点をとりあげる。

まず、御史中丞が奏彈の職務を遂行するのが、天子の大いに期待するところであった点についてであるが、晋書<sup>卷四十五</sup>侯史光伝に、

其年詔曰、（城門校尉侯史）光忠亮篤素。有居正執義之心。歴職内外、恪勤在公。其以光為御史中丞。雖屈其列校之位、亦所以伸其司直之才。光在職寬而不縱。太保王祥久疾廢朝。光奏請免之。詔、優祥、而寢光奏。

とあり、宋書<sup>卷十七</sup>蔡廓伝に、

世子左衛率謝靈運輒殺人。御史中丞王准之、坐不糾、免官。高祖以廓剛直、不容邪枉補御史中丞。多所糾奏。百僚震肅。

とあり、梁書<sup>卷三十四</sup>張緬伝に、張緬について、

俄遷御史中丞。坐收捕人、與外國使鬪、左降黃門郎、兼領先職。俄復為真。緬居憲司、推繩無所顧望。号為勁直。高祖乃遣畫工、圖其形於台省、以勵當官。

とあり、陳書<sup>卷三十六</sup>徐儉伝に、徐儉について、

入為御史中丞。儉性公平、無所阿附。尚書令江總望重一時。亦為儉所糾劾。後主深委任焉。とあるのはその一端を物語っている。

一方、御史中丞が不奏彈によって処罰された史料は南齊書<sup>卷三十九</sup>陸澄伝に見える尚書令褚淵の上表にいくつも列挙されている。ところで、その上表において王准之と傅隆とが不奏彈によって免官されたとしているが、王准之については、宋書<sup>卷六十六</sup>王准之伝に、

宋台建、除御史中丞。為僚友所憚。准之父訥之祖臨之曾祖彪之。至准之、四世、居此職。准之嘗作五言。范泰謝之、曰、卿唯解彈事耳。准之正色答、猶差卿世載雄狐。坐世子右衛率謝靈運殺人不舉、免官。

とある。また、傅隆については、宋書<sup>卷五十五</sup>傅隆伝に、

遷御史中丞。當官而行、甚得司直之体。

とある。こうしたことは御史中丞としてたとえ司直の体をえていたにしても、もし一旦不奏彈があれば直ちに奏彈され処罰される可能性をもっていたのを察せしめる。また、南齊書<sup>卷四十八</sup>袁象伝に、袁象について、

又以中書、兼御史中丞。軼黃門郎。兼中丞如故、坐彈謝超宗、簡奏依違、免官。

とあるが、御史中丞の奏彈はたとえ行われたにしてもその依違も亦責められるべきであった。

また、宋書<sup>卷八十四</sup>孔覲伝に、御史中丞孔覲について、

坐輓令史、為有司所糾。

とあり、宋書<sup>卷六十六</sup>范泰伝に、御史中丞范泰について、

坐議殷祠事謬、白衣領職。

とあり、南齊書<sup>卷三十七</sup>到撝伝に、御史中丞到撝について、

車駕幸丹陽郡、宴飲。撝侍旧、酒後狎侮同列。言笑過度。爲左丞庾杲之所糾。贖論。

とあり、梁書<sup>卷四十一</sup>劉覽伝に、尚書左丞劉覽について、

姊夫御史中丞褚湮、從兄吏部郎孝綽、在職頗通贓貨。覽劾奏、並免官。

とあるが、それらやそれよりほかの数多くの史料から御史中丞が、不奏彈より外の官人としての非違、職務上の失敗、職務怠慢とか官人としての欠格とかによっても容易に糾彈されたことがわかる。それは御史中丞にそれとしての十分な能力と人格とが要求されているのを物語っているが、これは天子が御史中丞に大いに期待したことの裏がえしといえよう。

つぎに、御史中丞に何らかの欠陥があつた際それを奏彈したもの（より正確には奏彈すべき義務のあつたもの）がいた点についてであるが、それに該当するのは、尚書左丞、尚書僕射と、（それが存在していた西晋時代の）司隸校尉とである。尚書左丞の御史中丞奏彈の事例はすでにあげた。ところで、南齊書<sup>卷三十九</sup>陸澄伝を見ると、御史中丞陸澄について、

建元元年（西紀四七九年）、驃騎諮議沈憲等坐家奴客為劫、子弟被劾。憲等晏然。左丞任遐奏澄不糾。請免澄官。

とある。陸澄はそれに対し、上表して自理し、

伏尋晋宋左丞案奏、不乏於時、其及中丞者、從來殆無。(下略)

とされている。しかし、尚書令褚淵の上奏に見えるように、澄の上表には誤りが多く、結局澄は免官の上、白衣領職とされている。澄のあげた事例のうちどれとどれが誤りであるか不明であるが、とにかく晋宋において尚書左丞が御史中丞の不糾を糾弾すべきであり、かつそれがほぼ実行されていたと断じてよからう。

ちなみに、尚書左丞については、初学記<sup>卷十</sup>(尚書)左右丞第七に、

敘事 ……魏晋以来、左丞得彈奏八座。

とあり、また、

王隱晋書曰、傅咸為尚書左丞。時尚書郭、奕成故將也。累辞疾病不起。復不上朝。又自表妹葬、乞出臨喪。詔書聽許。咸奉奏之。又曰、郗詵為尚書左丞。推奏吏部尚書崔洪。洪曰、拳詵丞、而還奏我。此謂挽弩自射。詵曰……崔侯為国挙才。我以才見挙。唯官是視。各明至公。何故其言乃至於此也。洪聞而悦服之。

とある。これらは尚書左丞が尚書令以下の尚書省の要官を奏弾できたこと、及びかつて自らを察挙してくれた旧君をも奏弾できたことを示している。こうしたことは恐らく「六朝」を通じて存在したのであろう。ところで、宋書<sup>卷四十五</sup>羊玄保伝を見ると、尚書令が尚書左丞に官人の名教に欠ける行為を奏弾させた記事がある。この際は長官の意図がその下僚で奏弾権をもつものによって発現したことになる。こうしたこと自体は官界の上下関係において別に不自然でない。しかしさきに見たところは、尚書省という同一官衙において、部下が制度として上官を弾劾できることを示している。これは官の綱紀の乱れとしてでなく、天子の支配権力が官界に浸透しようとする、という観点から理解すべきである。ここで晋書<sup>卷四十七</sup>傅咸伝を見ると、司徒府の次官がその職務上のことで、不当なことをしようとする長官と意見が合わなかったとき、長官を差しおいて単独上奏できたのが察せられる。こうしたことも亦右の線にそつて理解すべきであらう。

尚書僕射については、宋書<sup>卷十</sup> 礼志三に、

（前略）御史中丞范泰議。…（白衣領尚書左僕射孔）安国又啓、…泰為憲司。自應明審是非。若臣所啓不允、即當責<sub>レ</sub>失、奏<sub>二</sub>彈而愆<sub>一</sub>。慢墮稽停、遂非忘旧。請免泰（太常劉）瑾官。

とある。

西晋時代の司隸校尉については、すでに第一節でふれた。なお、漢官儀に、

司隸校尉糾皇太子三公以下及旁州郡国、無不統。

とあつて、漢時代司隸校尉が皇太子三公以下を奏彈すべきであつたのがわかる。それには当然御史系統官が入つてゐたであらう。

つぎに、御史中丞の奏彈が百官に恐怖を与えた点についてである。晋書<sup>卷四</sup> 十一李憲伝に、御史中丞李憲について、  
当官正色、不憚強禦。百僚震肅焉。

とある。また、宋書<sup>卷四</sup> 十二劉穆之伝に、御史中丞劉瑀について、

彈王僧達云、廢籍高華、人品冗末。朝士莫不畏其筆端。

とある。御史中丞劉瑀の王僧達の奏彈は結局天子が認めなかつたのであるが、右はそうした結果の場合を含め、その奏彈が官人に恐怖を与えたのを察せしめよう。

ところで、宋書<sup>卷五</sup> 十六孔琳之伝に、宋初御史中丞となつた孔琳之について、

明憲直法、無所屈撓。奏劾尚書令徐羨之……羨之任居朝端、不欲以犯憲示物。時羨之領揚州刺史。琳之弟璩之為治中。羨之使璩之解釈琳之、停寢其事。琳之不許。璩之固陳。琳之謂曰、我觸忤宰相。正当罪止一身爾。汝必不從坐。何須動勤邪。自是百僚震肅、莫敢犯禁。

とあり、南齊書<sup>卷三</sup> 十四沈冲伝に、沈淡、沈淵、沈冲の三兄弟について、

淡淵竝歴御史中丞。兄弟三人皆為司直。晋宋未有也。中丞案裁之職、被憲者、多結怨。淵永明（西紀四八三—四九三年）中彈吳興太守袁象。建武（西紀四九四—四九八年）中象從弟昂為中丞。到官數日。奏彈淵子績父在獄白轎車。免官禁錮。冲母孔氏在東。隣家失火。疑為人所焚。大呼曰、我三兒皆作御史中丞。与人豈有善者。

とあり、南齊書劉休伝に、劉休について、すでに一部を引用したが、

建元（西紀四七九—八二年）初、為御史中丞。頃之休啓曰、臣自塵采南憲、星晷交春、謬聞弱奏、効無空月。…怨之所聚、務難久堪、議之所裁、孰懷其允。臣竊尋、宋世載祀六十、歴職斯任者、五十有三、校其年月、不過盈歲。於臣叨濫、宜請骸骨。

とある。これらから御史中丞が被奏彈者から嫌われ、往々その一身に災の及ぶべきが察せられるが、それは御史中丞の奏彈が人々に恐怖を与えたのと相応するところであろう。なお、宋書卷八顧琛伝に、顧琛、顧宝先父子に関することとして、

宝先、大明（西紀四五七—六四年）中為尚書水部郎。先是、琛為左丞有萬秋所劾。及宝先為郎、万秋猶在職。自陳不拜。世祖詔曰、（ハナシ）敕違、糾慢、憲司之職。若理有不公、自当更有釐正。而自頃効無輕重、輒致私絶。此風難長。主者嚴為其科。宝先蓋依附世准。不足問。

とある。これは直接的には尚書左丞についてのことであるが、右の憲司の職の彈劾が私絶を致す、という際その憲司には当然御史中丞が含まれよう。

ちなみに、魏志卷九曹爽伝の注に、魏の嘉平元年（西紀二四九年）、司馬懿がクーデターによって曹爽を倒したことに関し、

世語曰、初爽出、司馬魯芝留在府。聞有事。將宮騎、斫津門、出赴爽。爽誅、擢為御史中丞。及爽解印綬、將出、主簿楊綜止之曰、公挾主握權。捨此以至東市乎。爽不從。有司奏、綜導爽友。宣王曰、各為其主也。宥之。以為尚

書郎。

とあり、さらに、

臣松之案、夏侯湛為芝銘及千宝晉紀、並云、爽既誅、宣王即擢芝為并州刺史、以綜為安東參軍。與世語不同。

とある。いま前者によって考えるに、魯芝が司馬懿（右に宣王とあるもの）によって御史中丞に任ぜられたのは、楊綜が尚書郎に任ぜられたのと同様、その主曹爽のため尽したからである。そのことは司馬懿がまごころある人物を御史中丞に任ずべきであるとしていたのを察せしめる。司馬懿は西晉王朝の基礎がためをした人物であるが、こうした理解は必ずや晋王朝にもちこまれたことであろう。また、もし後者が正しいとしても、右の風潮自体を否定することにはならぬであろう。

### 第五節 「六朝」貴族制と御史中丞

「六朝」にあつては、天子の支配権力の行使に二面性があり、一面ではその独自性を示し、他面では郷論との同質性を示している。それらは決して互に乖離しているのではなくて、それなりの一体性をもっている。後者の郷論にささえられる形で天子の支配権力と関連するものは、士人層とくにその上層の貴族層である。ところで、（その独自性をも含む）天子の支配権力と郷論なり士人層なり貴族層なりとの関連は、名教を紐帯とする。「六朝」貴族制は右のような政治社会構造のなかにおける、貴族層を中心とする政治社会体制である。本節はこうした「六朝」貴族制と御史中丞との関連性をとりあげる。

第一に、御史中丞の出身についてであるが、魏時代の御史中丞には石鑿のような寒素出身のものもいた（晋書卷十四石鑿伝）。ところで、御史中丞は「六朝」を通じて第四品官であり、とくに梁にあつては、天監の改革以後流内十八班制の第十一班の筆頭の清官である。図式的にいうと、（文官の）第四品官はもともと郷品四品以上の士人の就く官

であったが、家格が固定化してくると、第四品官は、通貴として、上級士人層（甲族層）だけの就くものとなり、それだけに（大勢として）御史中丞も亦上級士人層が就くものとなった。ところで、とくに東晋南朝の士人は家門によって官途を歩むべく、危険をとまなう官人としての活躍はこれを忌むことが多かった。それだけに御史中丞に第一流の上級士人が就くことは殆んどなかった。さて、南齐書<sup>卷四十四</sup>徐孝嗣伝に、

尚書令王儉謂人曰、徐孝嗣將來必為宰相。転充御史中丞。世祖問儉曰、誰可繼卿者。儉曰、臣東都之日、其在徐孝嗣乎。

とある。王儉は当時士人の最高峰たるものである。それだけに、右は士人が御史中丞となることが、士人間の評価を必らずしも下げるものではなかったのを察せしめる。

第二に、御史中丞の職分が天子の側にあつて礼—名教の維持に任ずるものであつたことについてであるが、御史中丞の職務遂行は天子への忠誠心に基くべきであり、そこに士人層—貴族層の利益代表的なことは存在していない。この点はいままで述べてきたところに自ら明かであるうが、初学記<sup>卷十</sup>晋傅咸御史中丞箴はその一端を察せしめるところがある。

さて、後漢末「六朝」には王法が盛んに出てくる。もともと王法は王者の法の意味で、いわば上から下を律するものである。ここでは父子親属間の情誼、貴賤といったことはとりあげられるべきではなかった。ところで、司馬氏が魏中期に設けた州大中正の制は、家門内の孝を中心とする私情と官界における官人の地位とに関連性をもたせている。ここでは王法は自ら（一部）私情を包みこむべきものとなる。すなわち、通典<sup>卷六</sup>礼二十周喪不司嫁女娶婦議に、晋の恵帝のとき名教を掌る司徒の王渾が、喪中に婚娶して教化を傷け礼にもとつたものを全国の中正にあげさせた。さすがに父の喪中に婚娶したものはないが、兄弟の喪のときの嫁娶の事例は数多くあがっている。王渾は上奏のなか

宜加貶黜、以肅王法。請台免官、以正清議。

としている。この立場は基本的に天子によって認められたが、ここに見える王法は家族道德に関する私情を包みこんでいる。

ここで晋書<sup>卷七</sup>鐘雅伝を見ると、御史中丞鐘雅について、

時国喪末朞。而尚書梅陶私奏女妓。雅劾奏曰、：宜加放黜、以整王憲。請下司徒、論正清議。

とある。これは王憲<sup>王法</sup>を整え維持するのが、同時に清議を正すべきであることを察せしめる。こうした清議はまさに士人間の名教に基く秩序維持のためのものである。それだけに御史中丞が王憲<sup>王法</sup>の維持に任ずることは、同時に士人層の家族道德を中心とする正しいありかたの維持に連なることになる。その際、御史中丞と士人層との関連の紐帯となるのは礼<sup>名教</sup>である。また、晋書<sup>卷七下</sup>壺伝に、

是時王導稱疾、不朝。而私送車騎將軍郗鑿。壺奏、以、導虧法從私。無大臣之節。御史中丞鍾雅、阿撓王典、不加準繩。並請免官。雖事寢不行、挙朝震肅。壺斷裁切直、不畏彊禦皆此類也。

とある。この王典は王法のことである。また、晋書<sup>卷七下</sup>壺伝には、淮南小中正王式が家族道德にそむいたが、その上司である司徒、揚州大中正、淮南大中正がそれを正さなかったとして、御史中丞下壺がそれらを奏弾した文をのせている。そこに、

壺奏曰、：虧損世教、不可以居人倫詮正之任。案侍中司徒臨頴公組、敷宣五教、实在任人。而含容違礼、曾不貶黜、揚州大中正侍中平望亭侯暉・淮南大中正散騎侍郎弘、頭執邦論、朝野取信。曾不能率礼正違、崇孝敬之教。

並為不勝其任。請以見事、免組暉弘官、大鴻臚削爵土、廷尉結罪。疏奏。詔、特原組等、式付鄉邑清議、廢棄終身。

とある。元來中正は郷論―地域社会の士人層の輿論を正し、かつそれをとって官人のありかたを規制すべきものであ

るが、こうした際、すでに見たように沈約が御史中丞で同時に呉興中正を兼ねていること、及び孔奐が御史中丞で同時に揚州大中正を兼ねていること（陳書<sup>卷十二</sup>沈奐傳）が改めて注目されよう。

ここで文選奏彈劉整の記事をとりあげてみよう。これは劉寅の妻范氏が、夫の死後夫の弟劉整と争つて御史台に訴えたいくつかのことが、御史中丞によって劉整の官人としての「欠格」||（罪）として奏彈されたものであるが、その紛糾の内容は、奴婢の所有と使用とをめぐる争いと、劉寅の子劉師利が、劉整のもとにあつたときの賄料米六斗を劉整が范氏に要求したが、その米を送らなかつたので、整が范氏の住居にきて、車帷を取り米の代償としてそれを持ち去つたこととの二つに関するものである。後者は本来経済上の事件なのであるが、この際前者も亦経済上の問題に属する。ところが御史中丞は、「臣謹んで案ずるに、新除の中軍參軍臣劉整は閭閻の鬪耳（小）名教の絶つ所なり。直、前代の外戚なるを以て、仕へて執袴に因る。悪積み豊稔りて親旧目を側つ。理、通問を絶つ。而も妄に醜辭を肆にす。昔人親に睦しき、衣に常主なし。整の姪を撫する、食に故人あり。何ぞ其の鍾庾に折契すること能はずして、檐帷交質する。人の情なき、一に何ぞ此に至れる。実に教義の容れざる所、紳冕の共に棄つる所なり。云々。」（うんぬん）」としてゐる。この記事は、経済上の問題さえも御史中丞の奏彈においては官人の礼—名教上の問題につつまれてしまふことのあるのを物語っているが、それは同時に御史中丞の礼—名教に関する奏彈が広く官人たる士人層の社会秩序に關するものに及んだのを物語るとされよう。なお、こうした考察は御史中丞が（政治体制の維持に直接合致するものとしての）社会体制つまり士人（||士）庶民（||庶）体制の維持を目的とする奏彈をなすべきを暗示する。こうした奏彈は実在する。文選奏彈王源における御史中丞沈約の奏劾は、官人間の士庶体制の維持という観点に立つものであるが、その一例となる。

このように見てくると、御史中丞が士人であることは現実問題として、右のような天子の支配に不可欠の条件とされるであろう。この際改めて注目すべきは、官人として必らずしもその職にかなわなかつた人物が一旦御史中丞とな

ると、立派にその職をつとめた記事が往々存することである。宋書卷八十七蕭惠開伝に、  
惠開妹當適桂陽王休範。女又當適世祖子。發遣之資、應須二十万。乃以為予章内史。聽其肆意聚納。由是在郡著貪  
暴之声。入為尚書吏部郎、不拜。徙御史中丞。世祖與劉秀之詔曰、今以蕭惠開為憲司。冀當稱職。但一往服領已。  
自殊有所震。反在任、百僚畏憚之。（大明）八年（西紀四六四年）、入為侍中。詔曰、惠開前在憲司。奉法直繩、  
不阿權威。朕甚嘉之。可更授御史中丞。

とあること、南齊書卷四十四徐孝嗣伝を見ると、

孝嗣文人。不顯同異。名位雖大、故得未及禍。

とあるが、そうした徐孝嗣が風聞によつて塩官令蕭元蔚らを弾劾したことなどはその一端を物語る。（もっとも蕭惠開はもともと物欲の少かつた人物といえようが、それにしても、右の貪暴はやはり問題とならう。）それらは御史中丞というものが、その就任者に法の維持者としての一種の使命感をもたせる「力」をもっていたからと考えられるが、それは士人秩序―士庶秩序の維持をその任務の一つとすることと、暗々裏にからんでいたとして大過なからう。

#### 第六節 南朝の御史中丞の專道、分道

南朝の天子は、旧来同様郷論を重視している。そこには天子の支配権力と郷論との同質性といったことも存在する。しかし即位時などに、そうした面にあつても天子の一方的な支配力の優越性をうち出してゐる。つまり天子の支配権力が郷論に優越することをうち出してゐる。本節はそうした新しい動きが天子の側にたつ御史中丞のありかたにどのような現われているかを、御史中丞の專道、分道といった局面を中心に考えることとする。

まず漢時代であるが、漢官儀に、

其三公列卿將五宮校尉、行複道中、遇尚書僕射左右丞、皆迴車豫避、  
案初學記職官部、又引尚書官出、百官廢督過車避也。衛士傳不得紆台官、台官過、

乃得去。唐六典一太平  
御覽職官部。

とあり、漢官典職儀式選用に、

凡三公列卿將大夫五宮校尉、行複道中、遇尚書僕射左右丞郎御史中丞侍御史、皆避車豫相迴避、衛士傳不得過台官。台官過後乃得去。魏漢志  
卷二補注。  
十六補注。

とある。この漢官儀と漢官典職儀式選用との記事が元來同一（系統）のものであったのはいうまでもない。これらは漢時代の尚書諸官や御史中丞（侍御史）が、三公列卿が大夫、五宮校尉を將いて複道を行っているのに遇った際、それを避けさせたのを示している。

つぎに御史中丞と尚書省諸官との關係であるが、漢官典職儀式選用に、

御史中丞、遇尚書丞郎、避車、執板住揖。丞郎坐車、举手礼之。車過遠、乃去。

とあり、宋書卷三十九百官志上に、

漢制、公卿御史中丞以下、遇尚書令僕丞郎、皆辟車、豫相迴避、台官過、乃得去。今、尚書官上朝及下、禁斷行人、猶其制也。

とある。これらから漢時代御史中丞が尚書省の令僕丞郎の車を避けたのがわかる。

さて、宋書卷十五礼志二に、

宋文帝元嘉十三年（西紀四三六年）七月、有司奏、御史中丞劉式之議、每至出行、未知制與何官分道。应有旧科。法唯称中丞專道、伝詔荷信詔、喚衆官、応詔者行得制令。無分別他官之文。既無畫然定則。準承有疑。謂、皇太子正議東儲、不宜與衆同例。中丞應與分道。揚州刺史丹陽尹建康令、並是京輩土地之主。或檢校非違、或赴救水火。事應神速、不宜稽駐。亦合分道。

又尋、六門則行馬之内、且禁衛非違、竝由二衛及領軍。未詳京尹建康令門内之徒、及公事、亦得與中丞分道與（否）。

有其准參旧儀、告報參詳、所宜分道、聽如台所上。其六門内、既非州郡県部界、則不合依門外。其尚書令二僕射、所庇分道、亦悉與中丞同。

とある。右は、御史中丞劉式之が、御史中丞は專道とされているだけで、（伝詔關係を除くと）どの官と分道すべきか明文がない。よって詳議していただきたいという議を天子に上奏し、詔が出て詳議させたが有司がそれに対し、行馬内外の皇太子との分道、行馬外での京都の土地の主である揚州刺史、丹陽尹、建康令との分道、行馬内の分道者（具體的なことは不明である。ただ揚州刺史、丹陽尹、建康令とは分道しない）を上奏し、あわせて尚書令二僕射が御史中丞と分道のさまを同じくすべきを上奏したものと解される。ただし、その上奏にあっては、御史中丞が尚書令にあってても專道すべきかどうかは示されていない。しかし、のちに引く南齊書百官志の記事によって、そのとき以後にあってても、少くとも行馬外の場合、御史中丞が尚書令と出会っても專道すべきである、といったことが察せられる。魏時代のことはわからないし、かつ右の有司の上奏において行馬内で御史中丞がだれかと分道すべきであったのかどうかもわからないが、何れにしても、こうしたことは、（のちに引く史料に百官の元本とされている、いわば貴族層の牙城である）尚書省に対し、（部分的とはいえ）天子の支配権力を直接的に担う御史中丞の優位を自ら確認したのの意味しよう。

なお、皇太子との分道であるが、宋初皇親が官人として朝堂に立った際、その班次が現に就いている官職の如何にかかわらず素姓百官を超えるべき新しい制度が設けられた。そこでは当然「天子—皇太子—（皇太子を除く）皇親—素姓士人」という政治的ヒエラルキーが生ずる。かくて、右の有司の上奏において御史中丞が皇太子と分道する、といったことが明確化されたのは、天子の権勢を直接ささえる御史中丞ではあるが、かえってそれだけに天子の後嗣としての皇太子のもつ「權威」を重視すべきである、といったところに生じた、また少くとも右の有司の上奏の皇太子の分道に関する部分を実現した（あるいは確認された）、と理解してまず誤りあるまい。

さて、南齊書<sup>卷十</sup>百官志に、

宋孝建二年（西紀四五五年）、制、中丞與尚書令分道。雖丞郎下朝、相值亦得斷之。余内外衆官、皆受停駐。

とある。ここで御史中丞と尚書令とが新たに分道して行くことが定められたのを考えると、さきの元嘉十三年の有司の上奏の尚書令僕の分道（皇太子との分道、行馬内の揚州刺史、丹陽尹、建康令との分道と、行馬外における若干のものとの分道）が実行されたにしても、御史中丞と会ったときには御史中丞が專道をするといったことが依然として肯定されていた。（あるいは新たにそうなった。）それが孝建二年に改めて分道となった、として理解すべきことになる。

宋の孝武帝が孝建二年右のような措置をしたのは一体どのように考えるべきであらうか。結論的にいうと、それは孝武帝の官僚機構―臣下の権力分散という線にそって見るべきものである。孝武帝は権力分散をいうところに自らの支配権力の強化を図っている。すなわち、孝建元年（西紀四五四年）に荊州刺史南郡王義宣・江州刺史臧質らの反があったが、その平定後、孝武帝は権力分散を図った。孝建元年六月に、揚州、荊州、江州の三大州の分割と録尚書事の廃止とを行い、孝建二年（西紀四五五年）十月には王侯の車服器用、樂舞制度を裁し、内史・相・封内の官長を天子の直臣とし、大明二年（西紀四五八年）六月には吏部尚書を分けて二人としているが、これらはその代表的なものである。ところで、宋書<sup>卷六</sup>孝武帝紀孝建元年正月の条に、

戊申、詔曰、：尚書百官之元本。庶績之樞機。丞郎列曹局司有在。而頃事無巨細、悉歸令僕。非所以衆材成構、群能濟業者也。可更明体制、咸責厥成、糾覈勤惰、嚴施賞罰、

とある。これは百官の元本としての尚書省においても令僕になるだけ権勢が集中しないようにしているものである。孝武帝は尚書令に対し一方でこうしたことをうち出しながら、他方御史中丞とそれとの分道をもうち出しているのである。それらは矛盾としてとらえるべきではなく、より高い視野から、臣下の権力分散による天子の支配権力強化に

連なるもの、として理解すべきである。

ところで、宋の孝武帝の臣下の権力分散の方式は、ものによっては必ずしも永續きしていない。御史中丞の尚書令との分道も亦無くなって、御史中丞の專道が復活した。すなわち、南齊書百官志には、さきにあげたものについて、

今中丞則職無不察。專道而行。騶輻禁呵、加以声色。武將相逢輒致侵犯。若有鹵簿、至相毆擊。とあって、齊になると再び御史中丞の專道が生じたのを示している。

ちなみに、宋初官界に現われた皇親の地位の「卓絶」性は、専ら天子の尊嚴性、支配力の強化を示すため、「天子（—皇太子）—皇親—素姓士人」というヒエラルキーを確立したのを意味するものであって、皇親それ自体に独自の尊嚴性なり「力」なりを附与しようとしたのではない。それだけに皇親に対し天子の尊嚴性、支配力の強化を示すべき別の手段がとられてもなんら不思議はない。さきに瞥見したように、宋の孝武帝のときすでにそうしたものが現われているが、齊に入ってもそうした観点から理解すべきことが存在している。南齊書百官志、領軍將軍中領軍護軍將軍中護軍の項に、

凡為中、小輕、同一官也。諸為將軍官、皆敬領護。諸王為將軍、道相逢、則領護讓道。

とある。これは齊時代、皇親が武官となった際、素姓の領軍將軍、護軍將軍に路を譲らせたことを物語っている。宋齊時代の領軍將軍は禁軍の支配者的地位を占め、護軍將軍は地方軍を総統すべきものであった。これは皇親の「卓絶」性を示すものとして理解される。一方、南齊書百官志に、尚書令について、

總領尚書台二十曹。為内台主。行遇諸王以下、皆禁駐。左右僕射分道。

とある。これはそこに見える限りにおいてであるけれども、国政の基本をなす尚書省の令の地位は皇親の「卓絶」性に超え、僕射の地位はそれに並ぶべきものとなったのを示している。これを御史中丞の專道とあわせ考えると、天子

の尊厳性、支配力が官人としての皇親が無限の力をもつのを許さなかった、という観点から理解すべきであろう。

なお、南朝の政治体制と御史中丞との関係をとりあげると、天子の側近にあって権勢を振った寒人と御史中丞との関係が問題となる。しかし、結論的にいうと、御史中丞の奏彈と天子の側近寒人については殆んどかわりをもっていない。これは一面からいうと御史中丞の力の限界を示すものである。

梁時代の御史中丞については、隋書<sup>卷二百</sup>百官志上に、

御史台、梁国初建、置大夫。天監元年（西紀五〇二年）、復日中丞。置一人。掌督司百寮皇太子已下。其在宮門行馬内違法者、皆糾彈之。雖在行馬外、而監司不糾、亦得奏之。專道而行。逢尚書丞郎、亦得停駐。其尚書令僕御史丞、各給威儀十人。

とある。ここに御史中丞が專道し、尚書丞郎に停駐させるとある。ところで、梁の天監の改革時の新官品では御史中丞は流内十八班制の第十一班の最初に置かれている。天監の改革においては、官の清濁が大きい問題となっており、当時の士人の最大の願望は、官位が上る時に各班の筆頭官を遷って行くことであった。たとえ官位が上っても清度が落ちては榮転でない。<sup>(10)</sup> こうした官の清濁の決定には武帝の意向が大きく働いているが、御史中丞が第十一班の筆頭官となっているのは、天子が官人層に対しそのもつ支配者としての「絶対」性を宋齊よりも一段と強化させようとすることの一環として理解されよう。ちなみに、梁書<sup>卷五</sup>何思澄伝に、

遷治書侍御史。宋齊以來、此職稍輕。天監初、始重其選。

とあるが、御史中丞のもとにある治書侍御史に関するこの記事は、右の見解をささえるところがあろう。また、通典（御史）中丞には、前掲の隋書百官志によった記述をしたのち、「陳因梁制。」としている。なお、梁時代にはかつてのような天子の側近寒人の活躍は殆んど見当らない。陳末にはまた天子の側近寒人の活躍が現われているが、

それと御史中丞の専道との関連は不明である。

〔註〕

- (1) 櫻井芳朗氏、「御史制度の形成（上）・（下）」（東洋学報二十三〜二・三）参照。
- (2) ここまでまごころというのは、任俠的習俗とはやや性格を異にする。「六朝」では、人と人との結びつきにおいて任俠的習俗と並んで、まごころ（これは「主君」とするものをつぎつぎに変えることができる）が大きい意義をもっている。この点は、拙著、『魏晉南朝の貴族制』でふれた。
- (3) 前掲、『魏晉南朝の貴族制』参照。
- (4) 知りえる限りの御史中丞就任者全員を列挙し、それらの出身を洗い出すことは、紙数の都合で本稿では行わない。
- (5)・(6) 「六朝」の礼—名教、王法、清議、郷論、南朝の政治体制については、前掲、『魏晉南朝の貴族制』参照。
- (7) 通典御史中丞により補う。
- (8) 拙稿、「南朝における対州鎮長官策について（二）」愛媛大学歴史学紀要3参照。
- (9) 拙稿、「清議と郷論」（東洋学報四十八—二）参照。
- (10) 官崎市定氏、『九品官人法の研究』参照。